



事 件 等		報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額		備 考
民 事 事 件	【5】 手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が		
			300万円以下の場合	4.4%	
	着手金	300万円を超え3,000万円以下の場合		2.75% + 4万9,500円	
		3,000万円を超え3億円以下の場合		1.65% + 37万9,500円	
	着手金	3億円を超える場合		1.1% + 202万9,500円	
		※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。			
	着手金	※ 着手金の最低額は5万5,000円			
		報酬金	事件の経済的な利益の額が		
	300万円以下の場合		8.8%		
	300万円を超え3,000万円以下の場合	5.5% + 9万9,000円			
3,000万円を超え3億円以下の場合	3.3% + 75万9,000円				
3億円を超える場合	2.2% + 405万9,000円				
※ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。					
【6】 離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ22万円以上55万円以下		
	訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円以上66万円以下		
【7】 境界に関する事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円以上66万円以下			
		※ 【1】の額が上記の額より上回るときは、【1】による。			
		※ 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。		※ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。 ※ 調停及び示談交渉事件の場合は、左の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の額の2分の1	
【8】 借地非訟事件	着手金	借地権の額が			
		5,000万円以下の場合	22万円以上55万円以下		
	報酬金	5,000万円を超える場合		5,000万円を超える部分の0.55% + 55万円	※ 調停事件及び示談交渉事件は左に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、左の着手金の額の2分の1
		申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、【1】による。	
相手方の介入権認容			財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、【1】による。		
相手方の場合		申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、【1】による。		
	賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、【1】による。			
財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、【1】による。				
【9】 保全命令申立事件等	着手金	【1】の額の2分の1			
		審尋又は口頭弁論を経たとき	【1】の額の3分の2		
着手金	※ 着手金の最低額は11万円				
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき			
審尋又は口頭弁論を経たとき		【1】の額の4分の1			
本案の目的を達したとき	【1】の額の3分の1				
【1】に準ずる。				※ 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
【10】 民事執行事件	民事執行事件	着手金	【1】の額の2分の1		※ 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、【1】の3分の1を限度とする。
		報酬金	【1】の額の4分の1		
	執行停止事件	着手金	【1】の額の2分の1		
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき		
【1】の額の4分の1					

事 件 等	報酬の種類	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
【11】 破産事件 特別清算事件 会社更生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 55万円以上 (2) 非事業者の自己破産 22万円以上 (3) 自己破産以外の破産 55万円以上 (4) 特別清算 110万円以上 (5) 会社更生 220万円以上	※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。
	報酬金	【1】に準ずる。 ※ 経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する。 ※ 前記(1)、(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
【12】 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者 110万円以上 (2) 非事業者 44万円以上 (3) 小規模個人再生及び給与所得者等再生等 33万円以上	※ 保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※ 民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、月額で定める報酬を受けることができる。	
	報酬金	【1】に準ずる。ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。 ※ 経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。	
民 事 事 件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1) 事業者 55万円以上 (2) 非事業者 債権者1名あたり 2万2,000円 ※ 着手金の最低額は5万5,000円 ※ 訴訟に移行したときの着手金は、【1】の額と上記の額の差額とする。	* 債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額
	報酬金	(1) 事業者 ア 事件が清算により終了したとき (ア) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額*につき 50万円以下の場合 16.5% 50万円を超え1,000万円以下の場合 11.0% + 27万5,000円 1,000万円を超え5,000万円以下の場合 8.8% + 49万5,000円 5,000万円を超え1億円以下の場合 6.6% + 159万5,000円 1億円を超える場合 5.5% + 269万5,000円 (イ) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき 5,000万円以下の場合 3.3% 5,000万円を超え1億円以下の場合 2.2% + 55万円 1億円を超える場合 1.1% + 165万円 イ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、【11】に準ずる。 ウ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、ア、イに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。 (2) 非事業者 債権者1名あたり、以下の金額の合計額 ア 解決報酬金 2万2,000円 イ 減額報酬金 減額分の11.0% ウ 過払金報酬金 回収額の22.0%	
【14】 行政上の 審査請求事件 異議申立事件 再審査請求事件 その他の不服申立事件	着手金	【1】の額の3分の2 ※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、【1】に準ずる。 ※ 着手金の最低額は11万円	
報酬金	【1】の額の2分の1 ※ 審尋又は口頭審理等を経たときは、【1】に準ずる。		

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		備考		
刑事事件	【1】 起訴前及び起訴後*1の 事案簡明な事件*2	着手金	それぞれ22万円以上55万円以下		*1 第一審及び上訴審 *2 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。  ※ 同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは【1】の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。  ※ 同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。  ※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。  ※ 検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、【1】による。	
		報酬金	起訴前	不起訴		22万円以上55万円以下
			起訴前	求略式命令		上記の額を超えない額
			起訴後	刑の執行猶予		22万円以上55万円以下
	求刑された刑が軽減された場合 検察官上訴が棄却された場合	軽減の程度による相当額 33万円以上				
	【2】 起訴前及び起訴後の 【1】以外の事件及び再審 事件	着手金	55万円以上			
		報酬金	起訴前	不起訴	55万円以上	
			起訴前	求略式命令	55万円以上	
			起訴後	無罪	55万円以上	
				刑の執行猶予	55万円以上	
起訴後	求刑された刑が軽減された場合 検察官上訴が棄却された場合	軽減の程度による相当額 55万円以上				
【3】 再審請求事件	着手金	55万円以上				
	報酬金	55万円以上				
【4】 保釈 勾留の執行停止 抗告 即時抗告 準抗告 特別抗告 勾留理由開示等の申立て	着手金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。				
	報酬金	同上				
【5】 仮釈放 仮出獄 恩赦等の手続	着手金	1件につき	11万円以上			
	報酬金	依頼者との協議により、受けることができる。				
少年事件	着手金	それぞれ22万円以上55万円以下		※ 家庭裁判所送致前の受任が否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の親護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。  ※ 同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。  ※ 追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。  ※ 逆送致事件は、刑事事件の【1】及び【2】による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。		
	報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	22万円以上			
		その他	22万円以上55万円以下			
犯罪被害者支援事件	【1】 被害届 告訴 告発 事情聴取同行 検察審査会申立て 法廷傍聴付添 少年審判傍聴付添 少年審判状況説明聴取 加害者との交渉 報道機関対応	着手金	1件につき	22万円以上		
		報酬金	依頼者との協議により、受けることができる。			
	【2】 犯罪被害者等給付金申請	着手金	11万円以上			
		報酬金	給付金額の	5.5%		
	【3】 被害者参加	着手金	22万円以上			
		報酬金	22万円以上			

事件等(手数料の項目)	分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考			
裁判上の手数料	【1】 証拠保全	基本	22万円 + 民事事件の【1】により算定された額の10%	※ 本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
	【2】 即決和解	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合	11万円	※ 本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない	
			300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 7万7,000円		
			3,000万円を超え3億円以下の場合	0.55% + 24万2,000円		
	【3】 公示催告	示談交渉を要する場合	3億円以上の場合	0.33% + 90万2,000円		
示談交渉事件として、民事事件の【2】、【6】ないし【8】による。						
【4】 倒産整理事件の債権届出	基本	5万5,000円以上11万円以下				
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額				
【5】 簡易な家事審判*		11万円以上22万円以下		* 家事事件手続法第39条別表第1に属する家事審判で事案簡明なもの		
裁判外の手数料	【1】 法律関係調査 (事件関係調査を含む)	基本	5万5,000円以上22万円以下			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
	【2】 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的な利益の額が 1,000万円未満の場合	5万5,000円以上11万円以下		
			1,000万円以上1億円未満の場合	11万円以上33万円以下		
			1億円以上の場合	33万円以上		
		非定型	基本	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合	11万円	
			300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 7万7,000円		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	3,000万円を超え3億円以下の場合	0.33% + 30万8,000円			
		3億円を超える場合	0.11% + 96万8,000円			
	公正証書にする場合	上記の手数料 + 3万3,000円				
	【3】 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万3,000円以上		
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
		弁護士名の表示あり	基本	5万5,000円以上		
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
	【4】 遺言書作成	定型	11万円以上22万円以下			
非定型		基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合	22万円		
		300万円を超え3,000万円以下の場合	1.1% + 18万7,000円			
		3,000万円を超え3億円以下の場合	0.33% + 41万8,000円			
3億円を超える場合		0.11% + 107万8,000円				
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額					
公正証書にする場合	上記の手数料 + 3万3,000円					
【5】 遺言執行	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合	33万円			
		300万円を超え3,000万円以下の場合	2.2% + 26万4,000円			
		3,000万円を超え3億円以下の場合	1.1% + 59万4,000円			
		3億円を超える場合	0.55% + 224万4,000円			
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額				
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。					

事件等(手数料の項目)	分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考	
裁判外の手数料	【6】 会社設立等	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が		
		1,000万円以下の場合	4.0%	
		1,000万円を超え2,000万円以下の場合	3.3% + 11万円	
		2,000万円を超え1億円以下の場合	2.2% + 33万円	
		1億円を超え2億円以下の場合	1.1% + 143万円	
		2億円を超え20億円以下の場合	0.55% + 253万円	
		20億円を超える場合	0.33% + 693万円	
	【7】 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件につき ※ 事案によっては増減額できる。	5万5,000円
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続 1通につき	1,100円
	【8】 株主総会等指導	基本	33万円以上	
総会準備も指導する場合		55万円以上		
【9】 現物出資等証明*		1件につき ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	33万円 * 会社法第207条の9項4号等に基づく証明	
【10】 簡易な自賠償請求*		給付金額が		
		150万円以下の場合 150万円を超える場合 ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	3万3,000円 2.2% * 自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求	
任意後見及び財産管理・身上監護	契約締結に先立つ調査	手数料 基本	5万5,000円以上22万円以下	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	契約に基づく委任事務処理	月額で定める報酬 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行なう場合	月額	5,500円以上5万5,000円以下
		依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行なう場合	月額	3万3,000円以上11万円以下
		不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合	月額で定める報酬とは別に、この規定の定めにより算定された弁護士報酬を受けることができる。	
契約締結後、その効力発生までの訪問面談	手数料	1回あたり	5,500円以上3万3,000円以内	

報酬の種類	区 分	弁 護 士 報 酬 の 額	備 考
顧問料	事業者	月額 3万3,000円以上	
	非事業者	月額 5,500円以上	
日当	半日	3万3,000円以上5万5,000円以下	※ 半日(往復2時間を超え4時間まで) 一日(往復4時間を超える場合)
	一日	5万5,000円以上11万円以下	

- ※ 1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万1,000円以上の時間制(日当を含み、実費を含まない)にすることができる。
- ※ 2 弁護士報酬の支払時期
- ア 着手金 事件又は法律事務(以下「事件等」という)の依頼を受けたとき
- イ 報酬金 事件等の処理が終了したとき
- ウ その他の弁護士報酬 規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき
- ※ 3
- ア 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
- イ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- ※ 4
- ア 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
- イ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。
- ウ 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求できる。
- ※ 5 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。
- ※ 6 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達成することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件【1】により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
- ※ 7
- ア 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
- イ アにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
- ウ アにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。
- ※ 8 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- ※ 9 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。